平成２１年（フ）第１２４９２号
東京都品川区豊町６丁目16―13
債務者　丹沢　政利
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４９３号
東京都青梅市今寺５丁目16―14―205
債務者　平尾　壽彦
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５３９号
長野県佐久市桜井146－１
債務者　臼田　淳一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５４２号
東京都練馬区関町北２丁目31―20―101
債務者　太田　里美（旧姓須河内）
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５４３号
東京都板橋区新河岸２丁目10－８―625
債務者　遠藤　順一
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５５４号
東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目18―18―202
債務者　松下　　祐
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５５５号
千葉県木更津市幸町３丁目４－２
債務者　磯部　鉄平
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８２号
横浜市中区本牧町２丁目473番地　ファミーユ本牧101号
債務者　ペドロ　ピー　プラトン
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５８３号
横浜市中区本牧町２丁目473番地　ファミーユ本牧101号
債務者　ナティヴィダド　エル　プラトン
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５９２号
横浜市泉区中田東２丁目21番24―202号
債務者　加藤　光久
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６３６号
神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目11番50―706号　パーシモン香川
債務者　白原　　香
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４７号
横浜市鶴見区東寺尾２丁目４番27号　白幡コーポ303
債務者　藤原　美紀
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７７５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目３番20―203号　さがみ野ハイツ、住民票上の住所東京都町田市本町田2524番地１　公社住宅ハ18―408
債務者　小池由香里
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９９号
横浜市中区松影町３丁目10番地３　ホテル第一浜松荘403号室
債務者　和田　智之
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７号
香川県丸亀市飯山町東坂元1983番地６ラヴィアンローズ102号、住民票上の住所徳島県鳴門市大麻町川崎438番地
債務者　中野　忠良
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月24日午前11時15分
高松地方裁判所丸亀支部